

京都市交通局管理規程第26号

京都市乗合自動車乗車券様式規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市乗合自動車乗車券様式規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車乗車券様式規程の一部を次のように改正する。

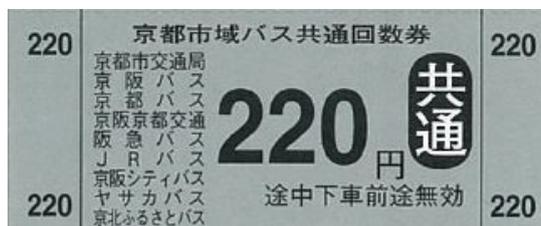
第2条第1号を次のように改める。

(1) 230円券



第3条第17号を次のように改める。

(17) 220円券11枚つづり



第3条第18号を次のように改める。

(18) 230円券4枚つづり及び180円券1枚つづり



第3条第19号を次のように改める。

(19) 230円券11枚つづり



第3条第20号を次のように改める。

(20) 230円券14枚つづり及び180円券1枚つづり



第3条第21号を次のように改める。

(21) 230円券25枚つづり



第3条第25号ア及びイを次のように改める。

(25) 昼間割引回数券

ア 120円券12枚つづり



イ 230円券12枚つづり

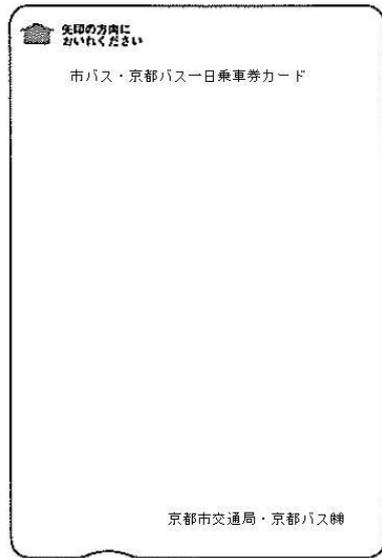


第3条第27号ア及びイを次のように改める。

(27) 一日乗車券カード

ア 大人用

表面



裏面



イ 小児用



備考1 図柄(乗車券としての使用などにおける必要記載事項以外のものをいう。)は、必要に応じて変更することがある。

2 エンコード乗車券とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の京都市乗合自動車乗車券様式規程の規定にかかわらず、この規程の施行の日前に発売した片道普通券220円券、220円券5枚つづり回数券、220円券15枚及び110円券1枚つづり回数券、220円券26枚つづり回数券、昼間割引回数券、一日乗車券カードを所持する旅客は、当該乗車券を使用することができる。

(京都市交通局営業推進室)